

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
が休日は、  
(當日と翌日)  
の翌日)

米子市夜見町字砂濱三 三〇九八の一、三〇九九の一（以上二筆につ  
いて、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子  
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 目次

◇告示 保安林の指定の解除

解除予定の保安林（七件）

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積  
限度

## 鳥取県告示第四百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（  
昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

## 告示

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字神倉字丹戸、大字中津字中津、大字三徳字蛇谷、閑  
金町大字山口字山口奥、大字小泉字小泉奥、氣高郡青谷町大字八葉寺字  
鍋割（以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取県知事

平

林

鴻

三

### 三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課並びに三

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第四百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字親見カツラガトイ一〇八五の三(次の図に示す部分に限る。)

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷一四四の一、大字柿谷字狼谷六〇二の三、六〇二の三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 林道用地とするため

#### 鳥取県告示第四百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 二 保林林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第四百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

一 解除予定に係る保安林の所在場所 八頭郡智頭町大字福原字馬瀬ノ上四二三、四二三の二(以上二筆につ

いて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和五十五年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
　　日野郡日南町神戸上字桑平山三〇八四の二、三〇八五(以上二筆につ  
　　いて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南  
町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

水源かん養保安林	保安林の種類
土砂流出防備保安林	同一の単位とされる保安林の所在場所
八頭	市郡名
若全町村除く郡	市町村名
河原・桜	大字名
二、二二四・四六	字名
九・一二 若 桜	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
八頭地区	単位区域名

千害防備保安林	水源かん養保安林	干害防備保安林
鳥取 岩美	鳥取 岩美	鳥取 岩美
岩青 鹿氣	福家河原	用 船用 佐船用
美谷 野高	郡府	八智頭
高路 長谷	原家	頭 殿
一三・八四	郡	赤波
三・八三	河	水口
高長 谷谷	鳥取地区	平池平明見谷東
七二・七五	九三〇・七九	喜才谷山
一・七六	○・二三	ノ内下
一〇・四五	九八・八一	平池平明見谷東
五・三七	五・三七	喜才谷山
七八・二四	九・三一	ノ内下
高青 鹿氣	岩郡	赤波
谷野 取	原府	波
頭谷 谷	家	頭 殿

林土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林	林土砂流出防備保安	水源かん養保安林
西伯	日野	西伯	米子	東伯
西岸会	大中	府溝口	東大東	東閔東
伯本見	山山江	・	伯榮鄉	伯金朝鄉
杉地	金屋	楓下	大谷宮内	大原栗尾志津

五四一五〇	六〇九	○○○一〇	一八・一五	二九・六五	○・五一
二五三二八七	八九	三八一八〇八	一五〇四	四〇・〇三	四五三〇
西岸会	大中	杉金楓	大宮栗志	東閔東	倉吉地区
伯本見	山山	地屋下谷	内原尾津	伯金朝鄉吉	水谷
米子地区					

林土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林
日野	日野	西伯
日南日野	西	大江溝
南野日	伯	山府口
伐株	法勝寺	長門赤字か宮内
大谷	田松	大ほ
奥	門	か孝靈
		二字山野
一〇七七・五八	〇・一〇	一二・一八
三四・一四	四四	三・九〇
日日	法勝寺	江溝内
南野	大谷奥	孝靈山野
日野地区	野	坊府口子